

2018-07試験問題の解答例等

- 第1問
 - 解答のポイント
 - 例：商品役務の廉売の告知だけのための広告の費用。（さらに具体的な例でもよい。）
 - 「可變的性質を持つ費用」と2条9項3号の文言との関係を説明
 - 「可變的性質を持つ費用」が基準とされていることの説明
 - 上記の例と通常の宣伝広告費との違いを説明
 - コメント
 - 一般指定6項に言及する必要はないことになる。
- 第2問
 - 解答のポイント
 - 判決が、需要側親会社が交渉を自ら直接行ったことに言及したのは、別紙第2段落の認定をするための考慮要素の1つとしてのものであるにとどまる。
 - しかも、そこにおいて判決は、交渉がどこで行われたかに言及していない。
 - コメント
 - 判決の読み方を問う問題であり、判決文を別紙として掲げているのであるから、それに沿わずに私見や自国所在需要者説を論じても意味はない。
- 第3問
 - 解答のポイント
 - 不当な取引制限の成否
 - 行為要件は満たす
 - 弊害要件
 - 内発的牽制力（共通化割合）
 - 他の供給者による牽制力（他の競争者、輸入）
 - 効率性（コスト削減）・・・触れていなくともよい
 - 情報遮断措置
 - 内発的牽制力を無にする行為の予防
 - 価格等の情報が顧客配送部門経由で行き来しないようにする
 - 顧客配送部門が得た顧客情報が他部門に流れないようにする
- 第4問
 - 解答のポイント
 - 正当化理由。行政指導が絡む場合。8k75の「第2」。
 - コメント
 - 意思の連絡があったと仮定しているのだから、意思の連絡に関する議論をしても意味はない。